

平成27年度 事業報告書

平成27年4月 1日から

平成28年3月31日まで

学校法人吉川学園

1. 法人の概要

名称 学校法人 吉川学園 (昭和43年5月21日法人設立)
代表者 理事長 吉川 巧一
住所 守口市早苗町6番9号
電話 06-6991-2595
FAX 06-6991-2656

設置する学校

- (1) 住所 守口市早苗町6番9号
名称 早苗幼稚園
(2) 住所 堺市槇塚台1丁9番
名称 槇塚幼稚園

役員 理事 6名 監事 2名
評議員 13名
理事会 2回開催
評議員会 2回開催
職員 41名 (早苗16名、槇塚25名)

2. 事業概要

(槇塚幼稚園)

《教育方針》

大方針 「簡単なことを 正確に」

一人一人を大切にして、園児の心のお世話をする。〔個性尊重の教育〕

《教育内容》

単なる知識の丸暗記や一見教育的な作業をやらせるのではなく、日常の生活を営む集団の場所としての教育環境を大切にする。

伸び伸びと元気一杯に楽しく過ごし、様々なことに興味を示し、素直に驚き、感激をし、また喜んだり、悲しんだりすることから豊かな心を育ててゆく。

園児自らの力で自分自身の機能を自分で発見し自分で育てるという心の成長を職員全体でお世話をする。

これらのことを重点に置き、日々の保育を実践しています。

	3歳児		4歳児		5歳児		クラス数計	園児数計
	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数		
定員	3	105	4	140	4	140	11	385
26年度	3	69	3	91	3	92	9	252
27年度	2	64	3	75	3	94	9	233
28年度	3	71	3	73	3	74	9	218

《保育時間》

月～金曜日 午前9時～午後2時

《納付金》

保育料 年額276,000円(12分割均等納付)

《入園時の費用》

入園料 45,000円

施設費 10,000円

検定料 3,000円

《預り保育》

月～金曜日 早朝8時～始業まで 終業～午後7時まで

土曜日20日間 午前9時～午後5時まで

夏冬春休み中の預り保育 午前9時～午後5時30分

《行事予定》

入園式、園外保育宿泊保育、日曜参観、夏まつり、夏期保育、おもいほり、敬老参観、展覧会、クリスマス会、おもちつき、小学生合宿、成人のつどい、リズム会、豆まき、卒園式

《施設関係》

園地面積 5,326.3m² 運動場面積 3,114.6m²

園舎外壁及び手すり補修工事等を実施。

《設備関係》

園児用椅子、画用紙乾燥棚、パソコン等を取得。熱感知器を設置。

スクールバス更新。

《事業報告》

平成27年度の事業は、前年度より19名減少したものの、保護者の協力を得て役職員の真摯な努力により、着実に運営することができた。

平成27年度4月より子ども子育て支援新制度がスタートしたが、新制度移行が進み、大阪府発表によると平成28年度は304園が私学助成となる。

当園は、幼稚園の本来目的の幼児教育へのこだわりから、私学助成を継続している。

さて、新制度への移行について、認定こども園の2・3号子どもの受け入れは、堺市等が差配するので、「幼児人口が減少するので新制度移行」という、安易な対応ではなく、1号子どもを確実に確保しながら、2号・3号子どもへと結びつけていく姿勢を持たなければならない。故に、認定こども園移行は慎重に判断する。1号子どもの施設型給付を受ける幼稚園としての移行にあたっては、公定価格だけに依存するのではなく、上乘せ徴収・実費徴収を確実に徴収できるよう十分検討し、保護者に説明する必要がある。

当園としては、新制度への移行も考慮しつつ、当面は私学助成を継続していきたい。

一方、幼稚園業界では、幼稚園事業継続のために、園児は確保できているが、教諭が確保できないという、大変厳しい状況になっている。安定した教員組織に

するには、新採を定期的に充実することで必要である。例えば、募集時期の前倒し、教育実習の積極的な受け入れ等可能な限りの手を尽くすのは勿論であるが、教員育成プランを策定し確実に幼稚園教諭を教育する。給与の額等で保育士だけにスポットを当ててではなく、国を挙げて、幼稚園教諭の楽しさ、やりがい等仕事への夢を掻き立てるような取組みが今も将来にも必要な時になっている。

新制度施行しない場合であっても、2歳児への積極的なアプローチが重要であるので、未就園児教育の研究、実践を確実に進めたい。

財務面では、消費収支計算書を見ると、帰属収入合計が前年比5.95%の減収となった。消費支出の部合計は、前年比0.83%低下した。帰属収支差額は、プラス3,298千円となり前年度(12,249千円)より減額となったが、安定した経営状況を継続することができた。

収入面では、園児数が減少し、納付金、補助金及び事業収入の主要科目が減収となった。

支出面では、人件費は、前年比6.56%低下した。経費は、修繕等があり増加したが、人件費の減額から、消費支出の部合計で前年比0.83%低下した。経営状況の目安である帰属収支差額比率は、前年度より低下のプラス2.03%と安定した経営状況になった。

また、人件費比率は、49.11%となり、全国平均(大阪府平均)を下回っている。

次年度繰越支払資金は、施設・設備関係支出、資産運用支出があつて前年度繰越支払資金をやや下回っている。第4号基本金の額(13,000千円)を相当額の支払資金を保持できているので、資金繰りは問題ない。

新年度、園児数は前年度より15名減少するので、慎重に経営状況注視する。

また、当年度の卒園児は74名であるので、同数以上の園児確保を目指す。

3. 財務状況

別紙参照。

【基本金】 学校法人会計基準に内容、種類が以下の通り規定されている。

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若し

くは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

前年度の消費支出の人件費（退職金を除く）、教育研究経費及び管理経費（それぞれ減価償却額を除く）、借入金等利息の合計を12で除した額で100万円単位。